

上越市自治基本条例の改正案に対する市議会としての考え方

【条例の改正内容】

出資法人に関する規定を第5章 市政運営に追加する。

【議会の考え方】

市は、地方自治法の規定に基づき、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人の経営状況等を議会に報告する義務があり、また、当市では議会の要請に基づき、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人も含め、現在23法人の経営状況等を議会に報告し、市民に公表しています。しかし、自治基本条例の制定以降に経営破たんした株式会社あさひ荘をはじめ、出資法人の中には、経営状況の悪化に対する経営の安定化や財務構造の健全化など、課題や問題があることを議会や監査委員から、たびたび指摘されているところです。議会としても、市民の税金による出資ということ踏まえ、きちんと関わっていかなければなりません。このたびの自治基本条例の見直しにあたり、これまで市長が行ってきた出資法人への対応方法については、今後も継続するとともに、市長に対して普遍的に実行項目を实践させるよう責務を課すという意義があるため、出資法人に関する規定を自治基本条例に追加するものです。

○参考（平成25年7月 上越市自治基本条例の検証に関する最終報告書より）

【市の考え方】

自治基本条例の見直しについては第43条に規定されているとおり、社会経済情勢の変化に照らして見直しを行うこととなっていること、また条例制定時に市民、市議会、行政の立場から幅広く議論した経緯を踏まえると、現時点で不都合や時代にそぐわない内容がないことから、条例を改正する必要はないものと考えます。

なお、出資法人等に関する規定を盛り込むことは、条例制定時に検討課題として上がったものの、必要な規定との判断にはならなかったものであり、また、実態としても市の出資金が毀損することのないよう出資目的を踏まえ経営改善等に関与するなど適切な対応を図っていることから、条例改正は不要であると考えます。

また、第2項については、既に市議会及び市民に対して出資法人等の財政状況を公表し、情報公開に努めていることから条例改正する必要はないものと考えます。

※ 詳細については、8月1日号の市議会だより（No.177）に記載されていますので、ご覧ください。